



**コメント** 憲法で「定年がある」と定められている公務員は裁判官だけである。行政権の内閣の構成員（大臣など）、立法権の国会議員も憲法で定年は定められていない。

## III 裁判の公開

**憲法82条** ① 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

裁判は「対審」と「判決」で構成される。「対審」は、裁判で対立している者（原告と被告など）がお互いの主張を述べたり、証拠をあげたりするところである。民事訴訟の口頭弁論、刑事訴訟の公判こうはんに当たる。「判決」は、裁判官が「…に処する」と判決を述べるところである。

裁判は、公開が原則だが、「公の秩序や善良の風俗を害するおそれがある場合」は、対審は非公開にできる。しかし、この場合でも、判決は非公開にはできない。また、次の場合は、対審も非公開にはできない。必ずすべてを公開で行わなければならない。

で  
対  
審  
も  
非  
公  
開  
に  
裁  
判

**政治犯罪**

**出版に関する犯罪**

**憲法第3章で保障する国民の権利が問題となっている事件**

国家が、秘密裁判で国家と合わない政治思想を持つ団体を弾圧したりできないようにしかけが作られているわけである。



## コメント

裁判の公開・非公開だが、現状では政府の圧力による非公開という心配はあまりなく、また公の秩序や善良の風俗を保護するという観点よりも、訴訟当事者のプライバシー保護という観点で公開・非公開が考えられているようである。たとえば、HIV訴訟など当事者に特別な配慮が必要な場合に非公開が検討されるというわけである。

## 1-5-2

## 裁判の傍聴者について

裁判は、公開で行われるということは、現実的には、事件の当事者でない一般の国民やマスコミが希望すれば傍聴ができるということである。

### 判65

#### レペタ法廷メモ訴訟事件（最大判平元・3・8）

日本の裁判研究のために来日したアメリカ人弁護士・レペタ氏が、日本の法廷内でメモをとろうとして禁止され、権利が侵害されたとして国家賠償請求を提起した事件である。最高裁判所は「裁判の公開が制度として保障されている。しかし、憲法は傍聴人に対して法廷でメモを取ることをも権利として保障しているわけではない」として、原告の請求をしりぞけた（原告敗訴）。しかし、最高裁判所は「傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げることは、通常あり得ない。特段の事情のない限り、メモを取る行為は傍聴人の自由に任せべきである」と言及した。



## コメント

レペタ法廷メモ訴訟事件の前までは、報道関係者はメモをとることが許されるが、一般傍聴人は許されないという運用がされていた（裁判官が決めることができる）。しかし、レペタ法廷メモ訴訟事件の判決以来、どこの裁判所でも一般傍聴人がメモをとることに寛容になつたといわれている。

 **コメント**

傍聴者は裁判の邪魔にならないように静粛にしていなければならない。裁判に影響をおよぼさないように、被告や原告や弁護人や証人など裁判の関係者を支持する、または反対に威嚇するような挙動は一切禁止されている（たとえば、常識を欠いた服装などで傍聴席につくこともできない）。当然、傍聴席から発言することはできないし、野次を飛ばしたり、拍手をしたりすることもできない。傍聴者はその名のとおりに静かに傍聴するだけである。

**1-5-3****違憲審査**

**憲法81条** 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

最高裁判所には違憲審査権があり、法律、命令、規則、処分などが憲法に違反していないかどうかを判断できる。これを「違憲審査権」または「違憲立法審査権」という。

違憲審査には、抽象的違憲審査と付随的違憲審査の2種類がある。具体的な紛争の有無にかかわらず、ある法令や処分が憲法に適合するかどうかを審査するのが抽象的違憲審査である。一方、解決しなければならない具体的な紛争があり、その紛争の解決に必要な範囲で法令や処分の違憲審査を行うのが付随的違憲審査である。日本の違憲審査は、付随的違憲審査である。

**判 66** 警察予備隊訴訟（最大判昭27・10・8）

具体的な事件ではなく、抽象的に個別の法律の違憲審査をする権限が裁判所にあるかどうかが問われた事件である。当時の日本社会党を代表して鈴木茂三郎衆院議員が、警察予備隊（自衛隊の前身）の設置は憲法に違反すると主張して、警察予備隊設置に関する法令の無効確認を求めて、最高裁判所に出訴した。裁判所が、現実に発生した具体的な紛争とは関係なく、特定の法令の合憲性を抽象的に判断できるかどうかが目された。最高裁判所は「現行の制度上、裁判所に与えられている権限は、現実に発生した具体的な紛争を解決する権限である。具体的事件を離れて抽象的に法令が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有するものではない」と訴えを却下した。



**コメント**

憲法81条に「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」とあるが、最高裁判所だけでなく下級裁判所も違憲審査を行えると考えられている。ただし、最高裁判所が違憲審査の終審裁判所である。